

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 四街道市福祉作業所設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(四街道市児童デイサービスセンター条例の一部改正)

第2条 四街道市児童デイサービスセンター条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(四街道市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 四街道市子ども・子育て会議条例（平成29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条中第26条の改正規定は、公布の日から施行する。